

市民利用3施設に関する連携・協力の提案に係る取組実績  
(道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議が設置したWG会議で取りまとめた提案に係る取組実績)

資料1

■ 道立市民活動促進センター／札幌市市民活動サポートセンター

提

● 相談業務での連携協力

両センターで、NPO法人の運営問題等の困難事例検討会を設けることにより、情報共有による相互のスキルアップを図り、特に、道センターは、道内の中間支援組織への支援強化につなげる。

案

● NPO法人向け各種研修、セミナー等での連携協力

NPO法人向け事業の実施に当たり、実施時期や内容について情報共有を行い、特に、市センターは、道センターが蓄積してきたNPO法人向けの研修や相談支援に関するノウハウを活用し、市内のNPO法人への支援強化を図る。



実

〈相談業務〉

両センター間で、意見交換会を実施し、困難事例等に関する情報の共有化を図った。

積

〈各種研修・セミナー〉

両センター間で、意見交換会を開催して、NPO向け事業に係る実施時期や内容等に関する情報の共有化を図った。また、道内の中間支援センターの職員を対象とした研修会の内容や道内の中間支援センターが受けた相談事例を市センターにも提供し、支援強化を図った。

■ 道立女性プラザ／札幌市男女共同参画センター

提

● 相互PRによる連携協力

各々のHPで、相互の施設や事業を紹介する工夫を行い、両施設の利用者にPRする。

相互のサービスや事業の習熟に努め、双方の案内窓口で、利用者ニーズに応じた事業紹介を積極的に実施。事業案内チラシ等の相互配架、利用団体の活動紹介コーナーの相互設置も行う。

案

● 相談事業での連携協力

両者の相談事業が一覧できる案内方法を各々が工夫し、利便性を向上。予約や予約変更時に、効果的な運用のための連携を図る。



実

〈相互PR〉

相互のHPをリンク付けして相互の施設や事業を紹介する工夫をした。また、道プラザの機関誌やメルマガで、市主催事業の事前周知を行った。

相互の施設で事業案内チラシを配架した。また、相互の主要行事で特設コーナーを設置し、相互の事業を紹介した。

積

〈相談事業〉

相互の施設において、相互の相談事業が一覧できるよう、案内方法を工夫した。また、予約や予約変更時に、相互の連携を図った。

■ 道立消費生活センター／札幌市消費者センター

提

● 消費生活相談業務での連携協力

悪質業者の新手の手口等が発生した場合は、速やかに、情報を交換し、両センターでの消費者の苦情相談や事業者に対するあっせん等に活用。

特に、道センターは、速やかに、全道の消費生活相談窓口（市町村）に情報提供し道内の消費者被害防止に努める。

案

● 消費者啓発での連携協力

札幌市内で行う消費者向けの啓発や講座等は、消費者センター担当者間で事前に情報を交換し、相互に、連携・協力して実施する（4者会議で調整、共催事業やPRの実施）。



実

〈消費生活相談〉

「新手又は極めて悪質な事業者に関する相談」を受けた場合には、共通ルールにより「全国消費生活情報ネットワークシステム」に入力し、迅速な情報の共有化を図った。また、メーリングリストを活用し、全道の消費生活相談窓口へ当該情報の提供を図った。

積

〈消費者啓発〉

両センターの担当者間で打ち合わせ会議を開催し、啓発講座事業の実施計画等の情報交換を行った。また、「悪質商法・特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」を市センターと共催した。

第5次地方分権一括法に基づく道から札幌市への事務・権限の移譲について

資料2

| 法律 | 関係府省  | 法律名                             | 事務・権限                | 施行日     | 道担当                       |            | 市担当                       |        |
|----|-------|---------------------------------|----------------------|---------|---------------------------|------------|---------------------------|--------|
|    |       |                                 |                      |         | 担当部課                      | グループ       | 担当部課                      | 係      |
| 1  | 文部科学省 | 学校教育法                           | 指定都市立特別支援学校の設置等の認可   | H28.4.1 | 教育庁<br>学校教育局<br>特別支援教育課   | 企画・振興グループ  | 教育委員会<br>学校教育部<br>教育推進課   | 学びの支援係 |
| 2  | 厚生労働省 | 毒物及び劇物取締法                       | 特定毒物研究者の許可           | H28.4.1 | 保健福祉部<br>地域医療推進局<br>医務薬務課 | 医務薬務グループ   | 保健福祉局<br>保健所医療政策課         | 薬事係    |
| 3  | 厚生労働省 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可 | H28.4.1 | 保健福祉部<br>地域医療推進局<br>医務薬務課 | 医務薬務グループ   | 保健福祉局<br>保健所医療政策課         | 薬事係    |
| 4  | 経済産業省 | 火薬類取締法                          | 火薬類の製造許可等            | H29.4.1 | 経済部<br>産業振興局<br>環境・エネルギー室 | 産炭地・保安グループ | (権限移譲担当)<br>消防局総務部<br>総務課 | 企画広報係  |
| 5  | 経済産業省 | 高圧ガス保安法                         | 高圧ガスの製造許可等           | H30.4.1 | 経済部<br>産業振興局<br>環境・エネルギー室 | 産炭地・保安グループ | (原局担当)<br>消防局予防部<br>指導課   | ガス保安係  |